

安城市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成30年9月25日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 武 田 文 男

行政監査に係る措置の通知書（生涯学習課）

平成30年2月22日監査結果報告分（平成30年8月30日現在の措置状況）

市が事務を行う任意団体について

<安城市スカウト連絡協議会>

個別指導事項

(1)	指 摘 事 項 等
	<p>補助金交付要綱に規定された補助金を他団体へ配分しているが、実績報告書の審査の際に添付された決算書に計上された配分金額が要綱に沿った計上となっているかを所管部署として、確認する体制をとられたい。また、団体としても、他団体へ配分した補助額の使途を確認されたい。</p>
	措 置 状 況
	<p>監査指摘事項を受け、平成30年3月理事会で、理事に補助金の配分金額と、各団に配分した補助額の使途を確認するために実績報告書提出時に決算資料を添付することを説明した。平成29年度分について、実績報告書提出時に添付の決算書に計上された配分金額が要綱に沿った計上になっていることを確認した。また、併せて添付された各団の決算書で各団に配分した補助額の使途を確認した。</p> <p>今後も実績報告書提出時に使途の確認を行い、適切な補助金交付事務を行う。</p>